

令和 7 年度版
非常勤職員等公務災害補償
事務の手引

秋田県市町村総合事務組合

目 次

第 1	非常勤職員等公務災害補償制度について -----	1
第 2	非常勤職員等の範囲について -----	3
第 3	公務災害の認定について -----	7
第 4	通勤災害の認定について -----	9
第 5	補償基礎額について -----	14
第 6	補償の種類と内容について -----	16
第 7	第三者加害事案について -----	22
第 8	福祉事業の種類と内容について -----	26
第 9	公務災害発生時の事務手続きについて -----	28
第10	負担金について -----	54

第1 非常勤職員等公務災害補償制度について

1 災害補償制度

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、及び必要な福祉事業を行い、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度である。

この災害補償制度の大きな特徴は、公務上の災害について使用者の無過失責任主義を取り、地方公共団体に過失がなくても補償義務が発生するものとされることである。

また、通勤中は、使用者の支配下にはないが、公務と密接な関係にあるため、通勤途上の災害についても補償が行われる。

その補償の範囲は、身体的損害（療養費、将来の賃金喪失分等の逸失利益）に限られており、物質的損害及び精神的損害（慰謝料）は補償の対象とされない。補償の内容は、災害の態様に応じた定型的な補償である。

さらに、この災害補償制度は一部に年金制が取り入れられており、加えて、補償を超えた福祉事業をも行うこととされ、被災職員及びその遺族の生活の安定と、被災職員の社会復帰の促進を考慮した制度となっている。

2 災害補償制度の適用関係

地方公務員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、常勤職員については、地方公務員災害補償法の規定により地方公務員災害補償基金がその実施にあたり、非常勤職員等については、同法第69条及び第70条の規定に基づき、補償条例により各地方公共団体がその補償を実施する仕組みとなっているところから、市町村の要望により本組合でその事務を共同処理することとし実施している。

非常勤の地方公務員に適用される法律及び条例並びに補償条例の適用範囲は、次の表のとおりである。

区分	職種	一般職	特別職
臨時的任用職員	地方公務員法の臨時的任用職員	地方公務員災害補償法	
	地方公務員の育児休業等に関する法律の臨時的任用職員	常勤職員の代替 ⇒地方公務員災害補償法 非常勤職員の代替 ⇒補償条例	
短時間勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員 育児短時間勤務職員	地方公務員災害補償法	
非常勤職員	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者	補償条例	
	議会の議員		
	行政委員会の委員		
	附属機関の委員		
	特別職非常勤職員		
	フルタイム会計年度任用職員	任用が12か月を超える等の要件を満たす者 (常勤的非常勤職員) ⇒地方公務員災害補償法	
	パートタイム会計年度任用職員	任用が12か月以内の者 ⇒補償条例	
	他の法令の適用を受けない者	補償条例	
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者	労働者災害補償保険法	
	水道、交通、清掃、病院、学校、船員等		
	消防団員 水防団員		秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例
	学校医 学校歯科医 学校薬剤師		秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

第2 非常勤職員等の範囲について

1 補償条例第2条に規定する「職員」

- ① 議会議員
- ② 行政委員会の委員（地方自治法第138条の4第1項、第180条の5）
 - ・教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の非常勤の委員
- ③ 附属機関の委員（地方自治法第138条の4第3項、第202条の3）
 - ・法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関として設置された、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関の非常勤の委員
- ④ 特別職非常勤職員（地方自治法第174条、地方公務員法第3条第3項）
 - ・専門委員
 - ・法令又は条例、規則若しくは規程により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 男女共同参画推進委員会の委員、農地利用適正化推進委員 等
 - ・臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 顧問、参与、統計調査員、鳥獣被害対策実施隊員 等
 - ・投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人 等
- ⑤ フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号）
- ⑥ パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号）
- ⑦ 育児休業を取得した非常勤職員の代替の臨時的任用職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号）

2 「職員」の要件

- ① 従事している事務が、構成団体の事務であること。
- ② 構成団体の任命権者の任命、委嘱発令行為があること。
 - 任用行為が適確に行われるとともに、地方公務員であるための辞令の交付等、形式的措置が取られていなければならない。
- ③ 構成団体から勤労の対価としての報酬、賃金が支給されていること。
- ④ 任命権者の支配管理下にあること。
- ⑤ 職自体が恒久的でなく、任用期間の定めがあること。

3 補償条例の適用除外となる非常勤職員等

(1) 地方公務員災害補償法の適用を受ける者

- ・ 地方公務員法の臨時的任用職員
- ・ 育児休業法の臨時的任用職員（常勤職員の代替に限る。）
- ・ 短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員）
- ・ 常勤的非常勤職員

非常勤職員が次の要件をすべて満たす場合は、**常勤的非常勤職員**として地方公務員災害補償法の適用を受けることとなる。

① 任用が事実上継続している

② 常勤職員と同じかそれ以上勤務時間^{※1}勤務した日が、1か月あたり^{※2}18日以上

※1 会計年度任用職員がフレックスタイム制による勤務をする場合、1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。

※2 1か月の勤務を要する日が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上。

例： その月の勤務を要する日数が19日の場合、20日との差である1日を18日から減じた17日勤務すれば、要件を満たす。

③ ②が12か月継続し、以後も引き続き同様の勤務時間勤務する

「① 任用が事実上継続している」か否かの判断は、勤務の実態に照らして個別具体的に判断する必要がある、任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合には、この期間を引き続く期間として取り扱うこととされているが、その判断にあたっては地方公務員災害補償基金に確認すること。

(2) 他の公務災害補償条例の適用を受ける者

- ・ 消防団員、水防団員

秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例

- ・ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

地方公務員災害補償法の職員の定義

第2条 この法律で「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 常時勤務に服することを要する地方公務員（常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含む。）

地方公務員災害補償法施行令の職員

第1条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者
- (2) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

「総務大臣の定める」地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について（昭和42年9月20日自治省告示第150号）

1 常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲

- (1) 地方公務員災害補償法施行令〔…略…〕第1条第1項第2号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員で、地方公務員災害補償法〔…略…〕第2条第1項第1号の規定により同項の職員に含まれるものは、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及びこれらに準ずる日並びに〔…略…〕勤務時間等に関する規則等の定める期間につき常時勤務に服することを要する職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含み、地方自治法〔…略…〕第4条の2第1項の規定に基づく条例で定める日（〔…略…〕以下「地方公共団体等の休日」という。）

（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）を含まない。）が18日（1月間の日数（地方公共団体等の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。以下本号において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものとする。

- (2) 令第1条第2項に規定する同条第1項第2号に掲げる者に準ずる者として総務大臣が定める者は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、法第2条第1項第2号に規定する常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が職員みなし日数以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているものとする。

(3) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者

国の直営事業及び官公署の事業のうち、労働基準法別表第1に掲げる事業については、労働者災害補償保険法が適用される。このため、これらの事業に従事する職員は、原則として補償条例の対象とならない。

ただし、同法の適用については勤務箇所、指揮命令系統（業務指示や管理を行う責任者がいるか）や勤務形態等から総合的に判断されるため、所轄の労働基準監督署に確認すること。

労働者災害補償保険法の適用事業の範囲

第3条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業及び官公署の事業（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業を除く。）については、この法律は、適用しない。

労働基準法 別表第1

- ① 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- ② 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- ③ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ④ 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- ⑤ ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- ⑥ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- ⑦ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- ⑧ 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- ⑨ 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- ⑩ 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- ⑪ 郵便、信書便又は電気通信の事業
- ⑫ 教育、研究又は調査の事業
- ⑬ 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- ⑭ 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- ⑮ 焼却、清掃又はと畜場の事業

第3 公務災害の認定について

1 公務災害認定の要件

次の2つの要件を満たした場合、公務上の災害と認定される。

(1) 公務遂行性

職員が任命権者の支配管理下（命令を受ける関係にあること）にあつて公務に従事していること。具体的には、内容に応じて次のように類型化する。

- ① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあつて公務に従事している場合
- ② 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にあるが、公務に従事していない場合（休憩時間等の自由時間）
- ③ 任命権者の支配下にあるが、施設管理下を離れて公務に従事している場合（出張中）

(2) 公務起因性

傷病等の発生が、公務に伴う危険の具現化したものとして、生じ得べくして生じたものであること。一般的には次の事項を確認する。

- ① 傷病名
- ② 公務遂行性
- ③ 事故（アクシデント）の状況
- ④ 傷病の発生の不可欠の条件となった諸事情
- ⑤ 公務（災害時の事故）が傷病等を発生させる蓋然性

2 公務災害の範囲

(1) 負傷

- ① 職務の遂行に起因するもの
- ② 勤務場所又は附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意によるもの
- ③ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生したもの
- ④ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生したもの
- ⑤ その他公務と相当因果関係をもって発生したもの

(2) 疾病

- ① 公務上の負傷に起因するもの
- ② 職業病
- ③ その他公務に起因することが明らかなもの

(3) 障害又は死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたもの

3 公務上の負傷の認定基準

次の①から⑬までに掲げる場合に発生した負傷は、原則として公務上の災害となる。

- ① 自己の職務遂行中
- ② 職務遂行に伴う合理的行為中
- ③ 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中
- ④ 救助行為中
- ⑤ 防護行為中
- ⑥ 出張又は赴任期間中
- ⑦ 特別の事情下にある出勤又は退勤途上
- ⑧ レクリエーション参加中
- ⑨ 設備の不完全又は管理上の不注意による場合
- ⑩ 宿舍の不完全又は管理上の不注意による場合
- ⑪ 職務遂行に伴う怨恨に（私的怨恨を除く。）
- ⑫ 公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した場合
- ⑬ その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合

ただし、次のものは公務外の災害となる。

- ・ 故意又は本人の素因によるもの
- ・ 天災地変によるもの
- ・ 偶発的事故によるもの（私的怨恨によるものを含む。）

第4 通勤災害の認定について

1 通勤災害認定の要件

通勤による災害は、公務災害の場合と同様、通勤遂行性（「2 通勤の範囲」を参照）と通勤起因性（通勤に内在する危険が具体化したこと）の要件を満たした場合、通勤災害と認定される。

なお、午後10時から午前5時までの間に勤務が終了した場合など、特別の事情下における出勤又は退勤途上の災害は、公務災害となる場合がある。

2 通勤の範囲

通勤とは、職員が、⁽¹⁾勤務のため、①から③に掲げる移動を、⁽²⁾合理的な経路及び方法により往復することをいう。

① ⁽³⁾住居と⁽⁴⁾勤務場所との間の往復

② 勤務場所から他の場所への移動

③ ①の往復に先行し又は後続する住居間の移動

従って、その⁽⁵⁾往復の経路を逸脱し、又はその往復を中断した場合においては、

当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害とはされない。

（1）勤務のため

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動のことをいう。

この移動は、勤務と密接な関連性をもって行われることが必要であり、勤務終了後相当時間にわたって私用を弁じた後に帰宅するような場合には、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められない。

「勤務のため」と認められる 一般的なものの例	「勤務のため」と認められない例
・通勤の途中で作業着、定期券等、勤務又は通勤に関係のあるものを忘れたことに気付き、これを取りに戻る場合 ・遅刻して出勤し又は早退する場合 （勤務時間中に私用で自宅に帰るのは、通勤としない。）	・出勤途中で自己の都合により引き返す場合 ・休日等に勤務場所内の運動施設を利用するため、勤務場所に移動する場合 ・任意参加の親睦会等に参加する場合

(2) 合理的な経路及び方法

社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいう。

一般的には通勤届による経路及び方法が該当することになるが、当日の交通事情によりやむを得ず迂回した場合や事故による代替輸送機関による場合等は、合理的な経路及び方法と認められる場合がある。

「合理的な経路」と認められる 一般的なものの例	「合理的な経路」と認められない例
①経路の合理的解釈によるもの ・ 定期券による経路 ・ 通勤届による経路 ・ 定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと交代することが考えられる経路 ②通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 ・ 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ・ 誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ・ 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ③その他 ・ 子供を保育園等に連れて行く経路	・ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路 ・ 通行が禁止された場所を歩行する経路

「合理的な方法」と認められる 一般的なものの例	「合理的な方法」と認められない例
・ 電車、バス等の公共交通機関を利用する場合 ・ 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合 ・ 通常、公共交通機関を利用している者が、雨天や遅刻を避けるため、家族に自家用自動車で送らせた場合	・ 運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合

(3) 住居

一般的には、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のことをいう。

「住居」と認められる 一般的なものの例	「住居」と認められない例
・ 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ・ 交通事情等のために一時宿泊するホテル等	・ 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(4) 勤務場所

職員が職務を遂行する場所として指定を受けた場所をいう。なお、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先等も「勤務場所」に該当する場合がある。

「勤務場所」と認められる 一般的なものの例	「勤務場所」と認められない例
・ 通常の勤務提供の場所	・ 同僚との懇親会や送別会の会場

(5) 逸脱又は中断

逸脱は、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、中断は、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいう。

ただし、当該逸脱又は中断が、⁽⁶⁾日常生活上必要な行為であって、規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害とされる。

区分	当該行為中	当該行為後
逸脱又は中断に当たらない場合	通勤災害	通勤災害
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものに該当する場合	×	経路に復した後は、通勤災害
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものに該当しない場合	×	×

(6) 日常生活上必要な行為であって、規則で定めるもの

① 日用品の購入その他これに準ずる行為

食料費、医療費、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものを購入する行為、又は家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行われ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価できる行為をいう。

「日用品」に該当する例
・パン、米等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・石油等の家庭用燃料品 ・衣料品 ・文房具、書籍等

「日用品の購入」に準ずる行為の例
・通勤途中で食事をする行為 ・クリーニング店に立ち寄る行為 ・理髪店、美容院に行く行為 ・税金、光熱水費等を支払に行く行為

② 学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為

③ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

「診察又は治療を受けること」に準ずる行為の例
・人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 ・整骨院等において、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等の施術を受ける行為 ・家族の見舞い等のため、病院等に立ち寄る行為

④ 選挙権の行使その他これに準ずる行為

⑤ 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

イ 子、父母、配偶者の父母

ウ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

エ 職員と同居している次の者

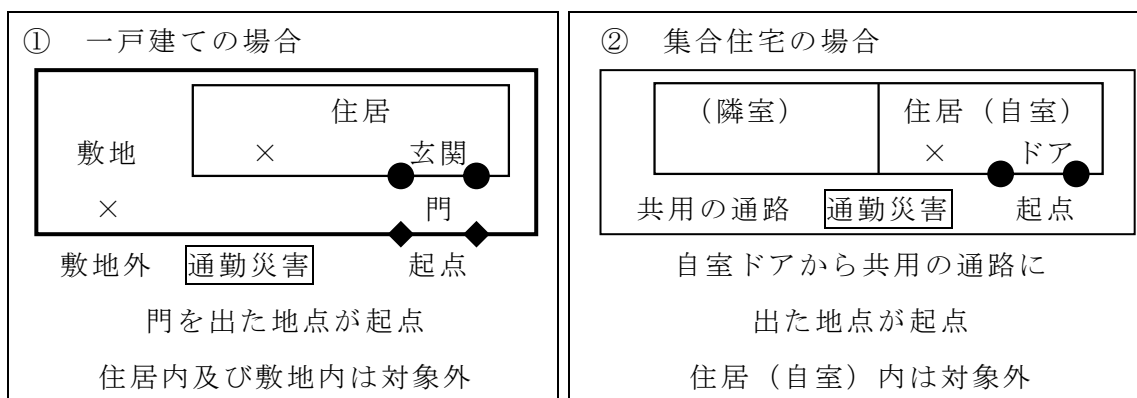
- ・職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（子の配偶者、配偶者の子等）
- ・職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者（父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者等）

「介護」に該当する 一般的なものの例	「介護」に該当しない例
・母の介護を行うため、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合	・単に様子を見に行く場合

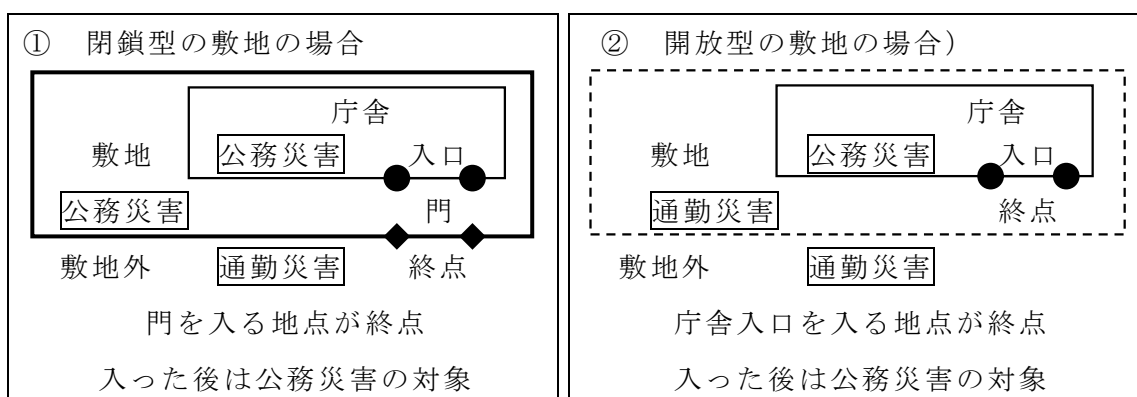
3 通勤の起点と終点（一般的なものの例）

※ 自宅から出勤する場合の例。退勤の場合は、起点と終点が逆となる。

（1）住居（起点）



（2）勤務場所（終点）



第5 補償基礎額について

1 補償基礎額（補償条例第4条第1項）

公務又は通勤により負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日において、次の区分により算定した額を補償基礎額という。

区分	補償基礎額の算定
報酬が年額の職員	報酬を365で除して得た額
報酬が月額の職員	報酬月額を30で除して得た額
報酬が日額の職員	報酬の額
報酬が時間額の職員	報酬の額に1日につき定められた勤務時間を乗じて得た額
報酬のない職員	当該職員の任命権者と協議して定める額
給料を支給される職員	地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により算定して得た額

2 その他業務に基づく収入がある場合の補償基礎額（補償条例第4条第2項）

災害発生日において、その他の業務に基づく収入（資産による収入を除く。）がある場合における補償基礎額は別に定めることができる。

3 常勤の特別職が兼ねる非常勤職員の補償基礎額（補償条例第4条第3項）

市町村長、副市町村長、教育長並びにその他常勤の特別職が職員を兼ねることにより地方公務員災害補償法の適用を受けないこととなる場合における補償基礎額は、災害発生日においてその者について定められていた常勤の特別職の給料の月額を30で除して得た額とする。

4 最低保障額（補償条例施行規則第4条の3）

補償基礎額の最低保障額 4,200円（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

※1 「地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件」の額

※2 「5 年金等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額」に該当する場合を除く。

5 年金等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（補償条例第4条の2及び第4条の3、補償条例施行規則第4条の4）

年金たる補償（「第6 補償の種類と内容について」の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金をいう。以下同じ。）及び療養開始後1年6月を経過した職員の休業補償に係る補償基礎額については、次の表のとおり年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額が定められている。

職員に係る補償基礎額が、最低限度額を下回り、又は最高限度額を超える場合は、当該最低限度額又は最高限度額を補償基礎額とする。

なお、この年齢階層の年齢は、毎年基準日（4月1日）における満年齢（遺族補償年金については、職員の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる年齢）をいう。

（令和7年4月1日以降）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

※ 「地方公務員法災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件」の額

6 補償基礎額に端数が生じたとき（補償条例第4条の4）

補償基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げた額を補償基礎額とする。

第6 補償の種類と内容について

1 療養補償（補償条例第6条）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合、治癒するまでの間において、必要な療養の費用を支給する。

（1）療養の範囲

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置・手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理、世話その他の看護
- ⑤ 病院又は診療所への入院、世話その他の看護
- ⑥ 移送

※ 災害発生場所からの移送や病院・診療所等への通院のための交通費等

（2）療養の費用

- ① 医師、歯科医師の診療に係る費用
労災診療費算定基準に準じ、1点単価 11円50銭又は12円
- ② 薬剤師の調剤に係る費用 1点単価 10円
- ③ 柔道整復師の施術に係る費用
脱臼又は骨折の患部に対する応急手当としての施術のほか、打撲又は捻挫の患部に対する施術
- ④ 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう等で医師が必要と認めたものに係る費用
- ⑤ 付添看護に要する費用
- ⑥ 文書料
- ⑦ 移送費
自家用車（片道2km以上）を使用した場合、1km当たり37円
※ 距離に1km未満の端数がある場合は、計算の最後に切り捨てる。
例：片道2.2km×2（往復）×3回（通院回数）＝13.2km⇒13km

※ 地方公務員災害補償法第65条、消費税法第6条及び同法施行令第14条により、公務災害補償制度の療養の費用は非課税となる。

（3）治癒

災害補償制度上の「治癒」とは、いわゆる「完全治癒」のほか、次の場合をいう。

- ① 症状固定
一般的に認められている医療行為では現在の症状を将来に向かって軽減していく効果が期待できず、その医療行為を中止しても現在の症状が将来変化しないと見込まれる状態になったとき。
- ② 急性症状消退
素因又は基礎疾病等を有していた者が公務（通勤）災害により、新たに発病した場合や症状を増悪させた場合において、急性期の痛み等の症状が消滅したとき。

2 休業補償（補償条例第7条）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の収入を得ることができない期間につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受けている者には支給されない。

3 傷病補償年金（補償条例第7条の2）

職員が公務又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、その療養開始後1年6月を経過した日以後において、負傷又は疾病が治癒しておらず、その傷病による障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則の別表第2に定める傷病等級に該当する場合に年金として支給する。

傷病等級	年金額
第1級	補償基礎額×313
第2級	〃 ×277
第3級	〃 ×245

（1）年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した（死亡又は傷病等級に該当しなくなった）日の属する月で終わる。

（2）年金の支給日は、偶数月の15日（15日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の金融機関の営業日）で、それぞれ前月までの2か月分を支給する。ただし、支給を受ける権利が消滅したときは、支給日でない日であっても支給する。

4 障害補償（補償条例第8条）

職員が、公務又は通勤により、負傷し、若しくは疾病にかかり、その負傷又は疾病が治った場合において補償条例別表第3に定める程度の障害を残したときはその障害の程度に応じ、障害等級第1級から第7級までの該当者には障害補償年金を、第8級から第14級までの該当者には障害補償一時金を支給する。

障害補償年金		障害補償一時金	
障害等級	支給額（1年につき）	障害等級	支給額
第1級	補償基礎額×313	第8級	補償基礎額×503
第2級	〃 ×277	第9級	〃 ×391
第3級	〃 ×245	第10級	〃 ×302
第4級	〃 ×213	第11級	〃 ×223
第5級	〃 ×184	第12級	〃 ×156
第6級	〃 ×156	第13級	〃 ×101
第7級	〃 ×131	第14級	〃 ×56

(1) 事務上の留意点

構成団体は、職員の療養が終了（症状固定）した時点で、当該職員に残存する障害の程度を把握する必要がある。

- ① 負傷時の状況（部位、程度）
- ② 療養の経過（療養の現状等）
- ③ 日常生活状況の調査
- ④ 自覚症状等に対する本人の申し立て
- ⑤ 脳波検査の結果等
- ⑥ 勤務・就労の状況
- ⑦ 各関節の機能障害の場合は、機能測定値（労災保険における関節運動可動域の測定要領に準ずる。）

(2) 年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した（死亡又は障害等級第7級以上に該当しなくなった）日の属する月で終わる。

(3) 年金の支給日は、「3 傷病補償年金」と同じである。

5 介護補償（補償条例第9条の2）

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該年金を支給すべき事由となった障害で、地方公務員災害補償法施行規則別表第4に掲げる障害により、常時又は随時介護を受けている場合に支給する。

ただし、病院又は診療所へ入院している者及び特別な施設（障害者支援施設、養護老人ホーム等）に入所している者は除く。

（令和7年8月1日以降）

介護を要する状態の区分	支給額
常時介護	85,490円 ～ 186,050円
随時介護	42,700円 ～ 92,980円

※ 「地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件」の額

6 遺族補償（補償条例第10条）

職員が公務又は通勤により、死亡した場合に、その遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

7 遺族補償年金（補償条例第11条）

職員の死亡当時、その者と生計維持関係にあり、年齢や一定の障害の状態にある等の要件に該当する遺族がいる場合に支給する。

生計維持関係とは、職員の死亡当時、職員の収入によって生計を維持していたことをいう。主として職員の収入によって生計を維持していた場合だけでなく、生計の一部を維持していた場合（いわゆる共働き）も含まれる。

また、職員と同居していたことが必要条件でないため、例えば、仕送りを受けていた別居中の遺族も一定の条件のもとで生計維持関係があったと認められることもあり得る。

（1）受給資格者の範囲と受給権者の順位

年金を受ける権利を有する者（受給権者）は、年金を受けることができる遺族（受給資格者）のうち、次の図に掲げる順位となる。

受給資格者				受給権者の順位
職員	祖父母	60歳以上の者		----- 6
		55歳以上60歳未満の者又は一定の障害の状態にある者		----- 11
	父母	60歳以上の者	養父母	----- 3
			実父母	----- 4
		55歳以上60歳未満の者又は一定の障害の状態にある者	養父母	----- 9
			実父母	----- 10
	兄弟姉妹	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は60歳以上の者		----- 7
		55歳以上60歳未満の者又は一定の障害の状態にある者		----- 12
	配偶者	妻 60歳以上又は一定の障害状態にある夫		----- 1
		55歳以上60歳未満の夫		----- 8
	子	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は一定の障害の状態にある者		----- 2
	孫	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は一定の障害の状態にある者		----- 5

※ 1 年齢は、職員の死亡当時のものであること。

※ 2 「一定の障害」とは、補償条例別表第 2 の第 7 級以上の障害等級の障害に該当する障害の状態又は軽易な労務以外の労務には服することができない程度の心身の故障による障害の状態にあることをいう。以下同じ。

(2) 年金の額

1 年につき、次に掲げる受給権者及び受給権者と生計を同じくしている受給資格者の人数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額が支給される。

生計を同じくしている（生計同一関係）とは、受給資格者が受給権者と一つの生計単位を構成していることをいい、必ずしも職員の収入によって生計が維持されていることを必要とせず、また、同居、別居の別を問わない。

一般的には、同居している場合は、生計同一関係があるものとみて差し支えない。この生計同一関係は、職員と受給資格者との関係である「生計維持関係」と異なり、受給権者と受給資格者との関係において、年金支給中、常時考慮されるものである。

遺族の人数		年金の額
1 人	① ②の妻以外の者の場合	補償基礎額×153
	② 55歳以上の妻又は一定の障害の状態にある妻の場合	〃 ×175
2 人		〃 ×201
3 人		〃 ×223
4 人以上		〃 ×245

※ 年齢は、職員の死亡当時のものであること。

(3) 事務上の留意点

受給権者が 2 人以上あるときは、年金の額を等分した額がそれぞれの受給権者が受ける額となる。なお、このような場合、原則として受給権者のうちの 1 人を年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

遺族補償年金の請求には、職員と受給資格者との生計維持関係、受給権者と受給資格者との生計同一関係等に関する事実を調査し、証明書類を提出する必要がある。

(4) 年金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した日の属する月で終わる。

(5) 年金の支給日は、「3 傷病補償年金」と同じである。

8 遺族補償一時金（補償条例第13条）

遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

- ① 職員の死亡当時、遺族が年齢制限等によって年金の受給資格者になれない場合又は職員と生計維持関係があった遺族がいない場合
- ② 職員の死亡当時、年金の受給資格者がいたが、年金の支給開始後失権し、他に受給資格者がなく、しかも既に支給された年金と遺族補償年金前払一時金の合計額が、失権の日を補償事由発生日として①により算定した一時金の額に満たない場合

(1) 受給資格者

一時金の受給資格者は次の者であって、年金の受給資格のないもの、あるいは年金受給について失権又は失格したものである。

- ① 配偶者
- ② 職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ③ ①、②以外の者で、主として職員の収入によって生計を維持していた者
- ④ ②に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(2) 一時金の額

	受給資格者	一時金の額
遺族補償年金を受ける遺族がないとき	①、②及び④に該当する者	補償基礎額×1,000
	③に該当する者	補償基礎額×400
	③に該当する者のうち、職員の死亡当時、18歳未満若しくは55歳以上であった者又は一定以上の障害の状態にあった者	補償基礎額×700
年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に年金を受けることができる遺族がない場合		既に支給された当該年金の額の合計額が、遺族補償年金を受ける遺族がないときに支給される一時金の額に満たないときは、その差額

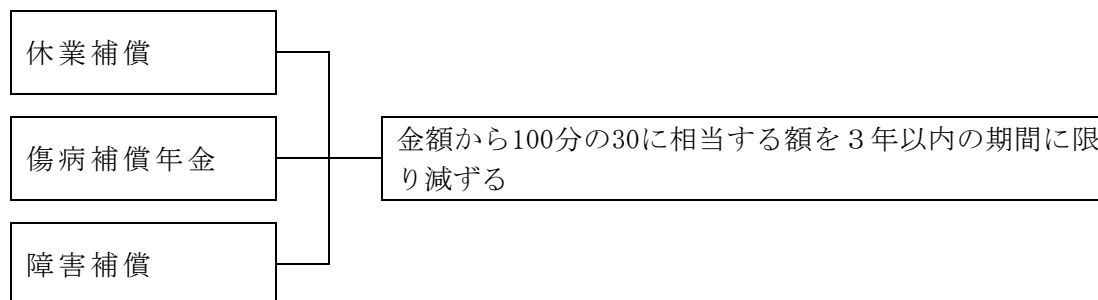
9 葬祭補償（補償条例第15条）

葬祭補償は、遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者（現実に葬祭を行った者があるときは、その者）に支給する。これは、遺族補償と違って受給順位はなく、遺族以外の者であっても支給される。

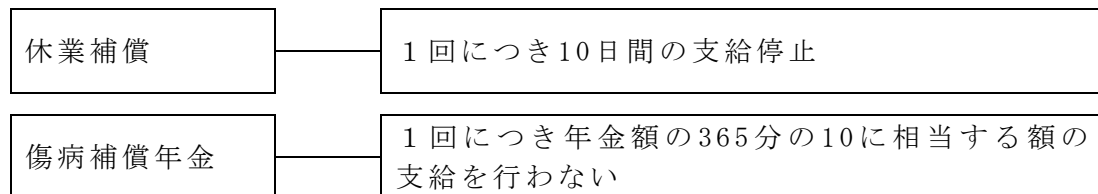
10 補償等の制限（補償条例第9条）

休業補償、傷病補償年金又は障害補償について、次の場合は支給を制限することができる。

- ① 故意の犯罪行為又は重大な過失により、公務又は通勤による負傷若しくは疾病又はこれらの原因となる事故を生じさせた場合



- ② 正当な理由がなくて療養に関する指示に従わず、公務又は通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げた場合



11 費用の一部負担（補償条例第24条）

通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員は、200円を限度として、一部負担しなければならない。ただし、次に掲げる者は除く。

- ① 第三者の加害行為によって通勤による災害を受けた者
- ② 療養開始後3日以内に死亡した者
- ③ 休業補償を受けない者
- ④ 同一の通勤による災害に関し既に一部負担金を払い込んだ者
- ⑤ 船員法第1条に規定する船員である者

12 補償を受ける権利（地方公務員災害補償法第62条）

職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は影響を受けない。また、補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第7 第三者加害事案について

1 第三者加害事案

第三者の行為が原因で発生し、第三者に損害賠償責任がある公務災害・通勤災害を第三者加害事案という。具体的には、交通事故、飼い犬による犬噛み事故、児童クラブ等での子どもの行為による事故などが該当する。

2 第三者

第三者とは、当該事故に関して、民法その他の法律による損害賠償の責めを負う者をいう。

直接災害の原因をなした加害者自身がこれにあたるのが一般的であるが、それ以外の者が賠償責任を負う場合もある。

主な第三者の種類	
不法行為者（民法第709条）	加害者本人
責任無能力者の監督者（民法第714条）	親権者等
使用者及び事業監督者（民法第715条）	雇い主、工場長、支店長等
土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）	建物の管理者等
動物の占有者及び保管者（民法第718条）	犬の飼い主等
運行供用者（自動車損害賠償保障法第3条）	交通事故の加害者、自動車の所有者等
国又は地方公共団体（国家賠償法第1条、第2条）	

第三者に当たらないもの
被災職員自身
被災職員の所属する地方公共団体 ※
秋田県市町村総合事務組合

※ 同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合、国家賠償法の規定によりその属する地方公共団体が損害賠償責任を負うこととなる場合は、第三者加害事案にならない。ただし、自動車による事故で、自賠責保険の適用がある場合は、例外として第三者加害事案として取り扱う。

3 第三者の損害賠償責任との調整

第三者の行為によって公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合には、組合はその災害によって生じた損害について補償しなければならないが、第三者もまた、当該災害の発生について、民法その他の法律によって損害賠償の責めを負うことになる。

この場合に、補償の受給権者（被災職員、遺族等）に対する損害の補てんが、組合の行う補償と第三者の損害賠償によって二重に行われることは、条理に反し公正を欠くことになるため、地方公務員災害補償法第58条、第59条及び第71条において、組合の補償と第三者の損害賠償との調整規定が設けられている。

なお、原因者負担の考え方から損害賠償の先行を原則としている。

（1）求償（補償先行の場合）

補償の受給権者が第三者から損害賠償を受ける前に、組合が補償を行ったときは、組合は補償した額の範囲内で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得する。

組合は取得した損害賠償権に基づいて、第三者に賠償金の支払いを請求することとなる。これを**求償**という。

すなわち、第三者は、組合が受給権者に対して補償を行ったことによって損害賠償責任を免れるものではない。

求償額は次のとおり算定する。ただし、第三者が損害保険会社等の場合には、①の額が求償額となる。

- ① 補償の事由と同一の事由による損害の種類ごとに、受給権者が第三者に対して請求することのできる損害額を算定する。
- ② 災害発生から3年経過日までの間に補償した額の合計額を計算する。
- ③ ①と②を比較し、少ない額を求償額とする。

（2）免責（損害賠償の先行、示談先行の場合）

組合が補償を行う前に、補償の受給権者が第三者から補償の事由と同一の事由による損害賠償を受けたときは、組合はその賠償された損害については補償の義務を免れる。これを**免責**という。

免責においては、補償の事由と同一の事由による損害の種類ごとに、損害賠償として受給権者が受けた額に相当する額を、補償額から差し引くこととなる。

(3) 求償・免責の対象とならない範囲

第三者の行為によって生ずる損害としては、身体的損害（療養費、将来の賃金喪失分等の逸失利益）のほか、物質的損害（衣服やメガネ等の損傷）及び精神的損害（慰謝料）が考えられるが、組合の補償の範囲は、身体的損害に限られており、物質的損害及び精神的損害は補償の対象と同一内容の損害とはなり得ないので、当然、求償・免責の対象とはならない。

4 受給権者の損害賠償請求権の放棄

補償の受給権者が第三者に対する損害賠償請求権の全部又は一部を放棄した場合においても、組合は、その放棄された部分については免責されない。

これは、労災補償に関する昭和38年6月4日の最高裁判決において、受給権者が第三者の資力等、損害賠償能力を考慮して損害賠償の全部又は一部を放棄したような場合に、組合も同じく補償義務を免除されるものとして取り扱うとすれば、受給権者の保護に欠ける結果となること等とされたことから、組合は、免責されないとしたものである。

また、この場合にその放棄した部分について行った補償について組合は、求償権を代位取得されないとされている。

なお、損害賠償請求権の放棄は、私人としての被災職員の自由の意思によるが、組合の側からみると、放棄された部分については求償できないこととなり、いわば組合の支出増をもたらすので、適正妥当な場合以外には安易に放棄することのないよう注意が必要である。

5 示談

示談とは、損害賠償額やその支払方法などについて、当事者双方が話し合いにより解決することであり、民法第695条の和解に当たる。

口頭による確認であっても示談とみなされる場合があり、いったん示談が成立すると特別な場合を除いてやり直しができないことから、次のことに留意し、慎重に交渉を行うこと。

- ① 示談交渉を行うのはあくまでも受給権者本人であるが、任命権者においては、適切な交渉ができるよう、受給権者と密接な連絡を保つこと。
- ② 示談内容は必ず書面にすること。
- ③ 第三者に白紙委任状を渡さないこと。
- ④ 第三者から金品を受けたときは、受領の年月日、内容、金額（評価額）をもれなく、かつ、遅滞なく組合に連絡すること。

第8 福祉事業の種類と内容について

組合は、公務又は通勤により災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業を行うよう努めなければならないとされている（補償条例第17条）。

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講じられる施策ないし措置である。

組合が行う福祉事業の種類及び内容は次のとおりである。

種類	内容
1 外科後処置	義肢装着のため再手術等の処置が必要であると認められるもの等に対して診察薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
2 補装具の支給	義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。
3 リハビリテーション	社会復帰のために身体的機能の回復等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
4 アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有するものに対し円滑な社会生活を営ませるために、一定範囲の処置を行う。
5 休業援護金	休業に伴う損失を補てんする趣旨で、休業補償に付加して、補償基礎額の100分の20を支給する。
6 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、介護人を派遣し、または介護等の供与に必要な費用を支給する。
7 奨学援護金	年金たる補償の受給権者等の学資の支弁を援護するものとして支給する。
8 就労保育援護金	就業している年金たる補償の受給権者の保育費用を援護するものとして支給する。
9 傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて支給する。
10 障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
11 遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。
12 障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて支給する。
13 遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、一時的出費を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて支給する。

種類		内容
14	傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で、年金として支給する。
15	障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対し年金として、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する（趣旨は傷病特別給付金に同じ。）。
16	遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対し年金として、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として支給する（趣旨は傷病特別給付金に同じ。）。
17	障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として支給する。
18	長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者（せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。）が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務又は通勤による災害と認められた場合を除く。）に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として支給する。
公務災害防止事業	19 公務上の災害の防止に関する活動を行う団体に対する援助に関する事業	公務上の災害を防止するために必要な調査研究、普及その他の活動を行う団体に対して必要な情報の提供その他の援助を行う。
	20 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の調査研究及び策定を行う。
	21 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業	地方公共団体に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する。

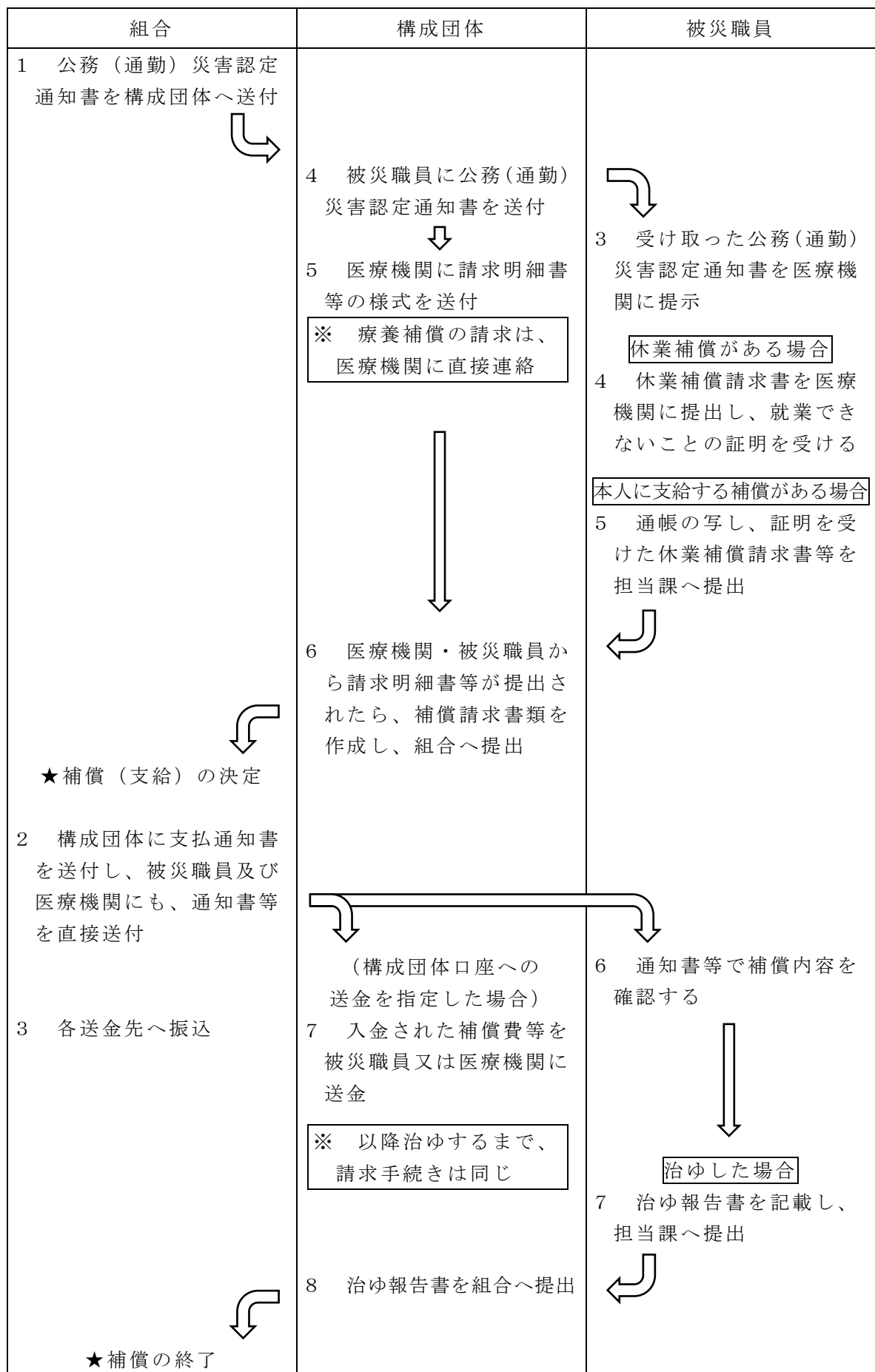
第9 公務災害発生時の事務手続きについて

1 事務手続きの流れ（認定から支払まで、一般的なものの例）

書類の提出はメールでも可とし、原本は構成団体において保管すること。

提出する様式は、組合ホームページからダウンロードできる。

組合	構成団体	被災職員
★公務（通勤）災害と認定	※ 公務災害に該当するかどうか判断できない場合は、事前に組合に連絡すること	☆災害発生
	1 報告を受け、被災職員に次のことを伝える ①病院を受診すること ・医療機関（初診は必ず病院）を受診 ・健康保険証を使わない ・診断書をもらう ②医療機関に、公務（通勤）災害であることを伝えること ・診療費の請求保留と労災基準での診療費算定を医療機関に依頼する ↓ 2 使用者（事業主）として医療機関に直接連絡し、上記②と、けが及び治療の状況、治療日数の見込み等を確認する ※ 認定・請求の様式はホームページに掲載 3 所要の認定請求書類を作成し、組合へ提出 ※ 公務（通勤）災害発生に伴う提出書類一覧を参照	1 災害発生を担当課へ報告 ※ 診断書には「受傷日及び受傷原因」を医療機関から記載してもらうこと 2 公務（通勤）災害認定請求書及び診断書を提出



※ 標準処理期間

地方公務員災害補償基金は、行政手続法第6条に基づき標準処理期間を定めており、補償条例による補償もこれに準じて実施することとなる。

任命権者が被災職員から請求を受理してから、組合が補償（支給）決定するまでの標準処理期間は、負傷（けが）の場合、当初（認定～1回目の支給まで）は**2か月**、2回目以降は**1か月**とされているので、構成団体の公務災害担当者（以下「構成団体担当者」という。）は、組合への書類到着が遅延することのないよう迅速かつ的確に処理すること。

2 災害発生時の注意点

（1）被災職員及び各所属部局への周知

日ごろから、職員及び各所属部局に対し、次のことを周知徹底すること。

- ① 災害発生後、直ちに、被災職員は上司に報告し、上司の指示に従うこと。
所属部局は構成団体担当者に連絡すること。
- ② 病院を受診し、診断書の交付を受けること。
整骨院、接骨院は確定診断ができないため、初診での受診は不可。
- ③ 医療機関に公務（通勤）災害を請求する旨を伝え、健康保険証を使用しないこと。

（2）構成団体担当者と各所属部局の連携

構成団体担当者は、各所属部局との連絡を密にし、災害に係る事実関係について、詳細に把握すること。

各所属部局に書類の作成を任せきりにせず、認定請求に遅延が生じることがないように確認すること。

3 公務（通勤）災害認定請求について

（1）認定請求

災害が発生した場合、被災職員又は被災職員の遺族からの請求に基づき、公務災害認定請求書（様式第1号）又は通勤災害認定請求書（様式第1号の2）に診断書等の書類を添付して組合に提出すること。

提出は、メールでも可とするが、原本は構成団体において保管すること。

（2）事務上の留意点

- ① 認定請求書の「災害発生の状況」欄の記入にあたっては、次のことに注意すること。
 - ・どのような仕事（動作）をしているときの災害かを明確にすること。
 - ・災害発生時の状況は、具体的に、詳細に記入すること。
 - ・医療機関への受診に至る経緯を記入すること。特に診断・診療を受けた病院の前に、他の医療機関で応急措置を受けていた場合は明記すること。

- ② 構成団体において、災害の発生状況等の内容について事実確認ができない等のため、証明が困難である場合は、認定請求書に証明できない理由書を添付すること。

4 公務（通勤）災害認定通知書について

構成団体長から認定請求書を受けた組合は、災害が公務又は通勤により生じたものであるかを認定し、公務（通勤）災害認定通知書により、構成団体長及び請求者に公務上外について通知する。

公務（通勤）災害発生に伴う提出書類一覧

提出書類区分	勤務 時間中	勤務 時間外	宿日直 勤務中	出張・ 外勤中	通勤途上
公務災害認定請求書 （様式第1号）	○	○	○	○	
通勤災害認定請求書 （様式第1号の2）					○
災害の発生状況の証明ができない場合、その理由書	△	△	△	△	△
現認書（様式第2号の2） 又は 災害状況報告書（様式 第2号の3） ※2	○	○	○	○	○
見取図（様式第2号の4）	○	○	○	○	○
事故発生状況報告書 （交通事故の場合）	△	△	△	△	△
交通事故証明書 （交通事故の場合）	△	△	△	△	△
任用条件通知書 又は 辞令	○	○	○	○	○
出勤簿	○	○	○	○	○
診断書	○	○	○	○	○
労働者災害補償保険法適用外 に関する報告書 （様式第2号） ※3	○	○	○	○	○
宿日直勤務命令簿			○		△
時間外勤務命令簿		○			△
通勤届					○
経路図				○	○
出張命令簿				○	
業務予定表 ※4	△	△			
業務日誌 ※4	△	△			

※1 ○は必ず添付、△は必要に応じて添付すること。

※2 災害状況報告書は、災害の現認者がおらず現認書を作成してもらえない場合に、災害状況の報告をした相手（上司等）が作成すること。

※3 議会議員、行政委員会の委員、附属機関の委員の場合は、不要。

※4 業務予定表又は業務日誌は、被災時に従事していた業務や勤務場所、勤務時間等が任用条件通知書と異なる場合、任用条件通知書に明示がない場合に添付すること。

※5 第三者加害行為による災害は、第三者加害報告書及び念書を添付すること（地方公務員災害補償基金様式を準用）。

記載例

様式第1号

公務災害認定請求書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様 次の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。 4月1日の非常勤職員等報告書の職種、職名と合致する。		請求年月日 令和 7 年 7 月 11 日	
		請求者の住所 (〒000-0000) 秋田県〇〇市××町二丁目5番4号 ふりがな 氏 名 あきた はるお 秋田 春男 被災職員との続柄 本人 連絡先電話番号 〇〇〇-×××-△△△△	
1 事項 被災職員に関する	構成団体名 〇〇市	所属部局・課 〇〇部△△課	
	ふりがな 氏名 あきた はるお 秋田 春男 職種 パートタイム会計年度任用職員 職名 道路維持作業員	☒ 男 ☐ 女 昭和 61 年 6 月 3 日生 (39 歳)	
2 災害発生状況	災害発生の日時 令和 7 年 7 月 8 日 (火 曜 日) ☒ 午前 10 時 30 分頃 ☐ 午後		
	災害発生の場所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地先の市道		
	傷病名 アナフィラキシー性ショック		
	傷病の部位及びその程度 右頬の2カ所		治療見込日数 通院 2 日・入院 日
	発生の原因及び状況 〇〇市道路維持作業詰所に出勤後、△△課の指示で作業場所の〇〇市〇〇丁目〇〇番地先の市道へ移動し、草刈り機を使って草刈り作業を行っていたところ、突然蜂の攻撃にあい、右頬を刺された。 受傷後、一緒に作業をしていた同僚が上司に報告し、病院を受診するよう指示を受けたため、直ぐに□□病院を受診し、アナフィラキシー性ショックとの診断を受けた。		
3 の 長 構 成 団 体 の 証 明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 令和 7 年 7 月 11 日 〇〇市長 ○ ○ ○ ○		

〔注意〕
1
2
3

災害発生日と初診日が違う場合は、その理由及び初診までの症状経過について災害発生の状況欄に記載する。

の証明が困難である場合は、3 構成団体の長の証明欄の「及び2」を二重線で消し、証明できない理由書を添付すること。

記載例

様式第2号の2

原則として、災害を目撃した者に現認書を記載いただく。

現 認 書

被 災 職 員	氏 名	秋 田 春 男
	所属部局・課・係	〇〇部△△課
	災 害 の 日 時	令和7年7月8日（火） 午前10時30分
	災 害 の 場 所	〇〇市〇〇丁目〇〇番地先の市道

現認状況

現認者と被災職員の関係を記入する。

私は被災職員の同僚の者です。

被災当日、午前10時30分頃、私は秋田春男ほか4名と共に〇〇市〇〇丁目〇〇番地先の市道で草刈り作業に従事していました。

作業着及びゴーグルを着用し、草刈り機を使用して作業していたところ、私の隣で作業をしていた被災職員が「痛い」と声をあげたので見ると、被災職員が右の頬を押さえて座り込んでおり、周辺を蜂が飛んでいるのを見ました。

携帯していた殺虫剤スプレーで蜂を追いか、何が起きたかを訊くと、突然現れた蜂に右の頬を刺されたようで、刺された箇所が赤くなっていました。

直ぐに△△課の上司に連絡したところ、被災職員を連れて病院へ行くよう指示を受けました。

災害の後の行動（病院受診等）まで記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和7年7月10日

災害を目撃した者は又は災害現場に居合わせた者が、実際に見たままに記載する。

住 所 〇〇市二丁目6番

現認者 所属、職 〇〇部△△課 道路維持作業員

氏 名 佐 藤 一 郎

（注）1 この書類は、災害の目撃者に作成してもらうこと。ただし、目撃者がいない場合には、「現認書」に替えて、報告した相手（上司等）から「災害状況報告書」を作成してもらうこと。

2 現認状況はできるだけ詳記してもらうこと。

記載例

様式第2号の3

災害を目撃した者がいない等、現認書を得られない場合

災害状況報告書（現認書にかわるもの）

被災職員	氏 名	秋 田 太 郎
	所属部局・課・係	〇〇部〇〇課
	災 害 の 日 時	令和7年4月10日（木） 午前7時50分
	災 害 の 場 所	〇〇市〇〇町〇〇交差点

災害状況

報告者と被災職員の関係を記入する。

私は〇〇課△△班の班長です。

被災当日、午前8時15分頃、被災職員から事故の報告の電話がありました。私が本人から電話で聞いた事故の状況は次のとおりです。

通勤のため自動車を運転中、〇〇交差点で赤信号のため停車していたところ、後続の自動車に追突され、首に痛みを覚えた。

警察に連絡したので、加害者とともに現場検証を受けてから、病院に寄って行きます。

私は、加害者の連絡先などを確認しておくことや、病院での診察が終わったら連絡するよう伝え、無理をしないようにと言いました。

なお、事故の原因は、加害者のわき見運転であるとのことでした。

本人からの聴き取り内容を詳細に記載する。

上記のとおり相違ありません。

令和7年4月11日

原則として、被災職員から報告を直接受けた上司等が作成する。

住 所 〇〇市三丁目10番

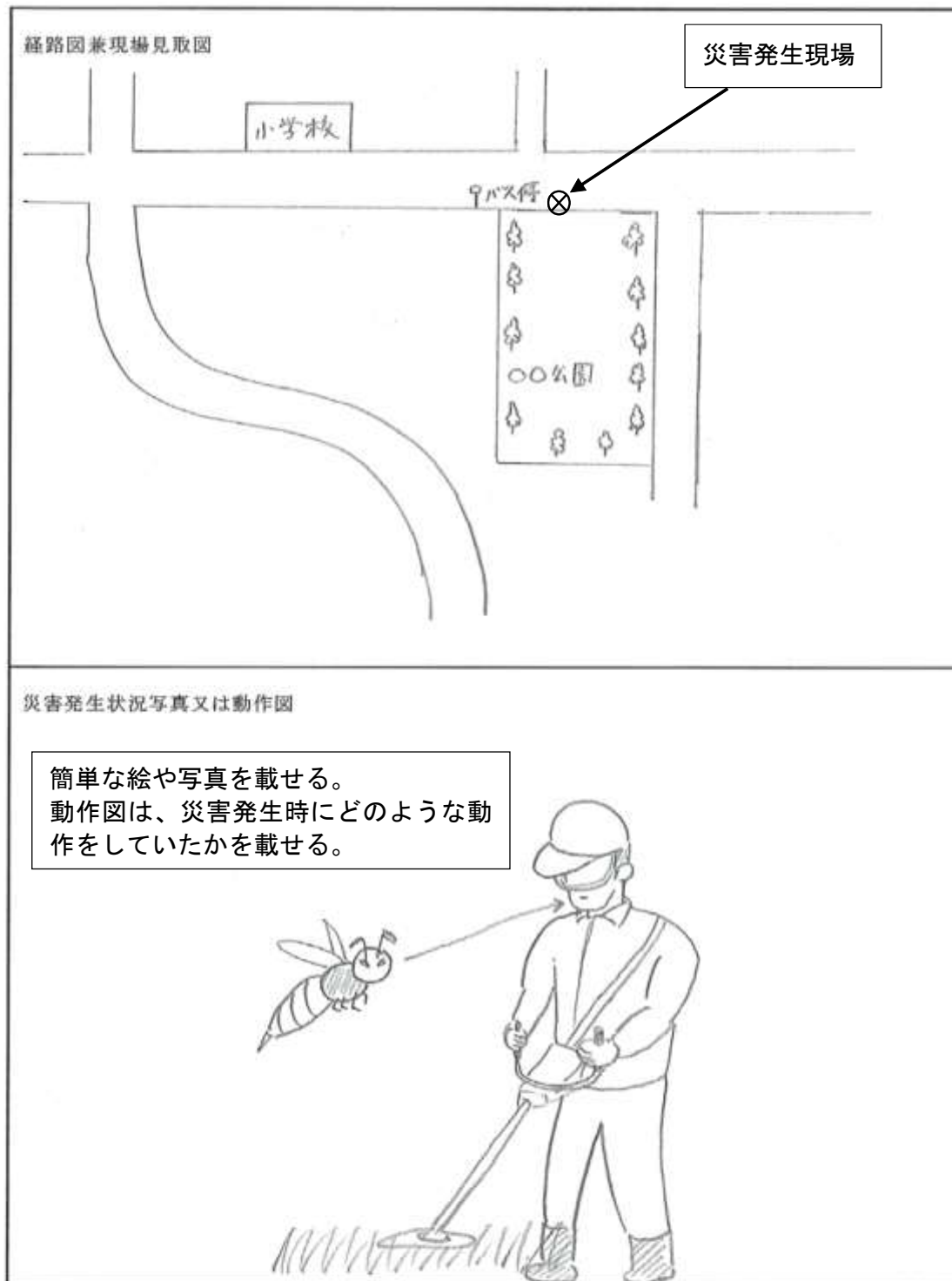
現認者 所属、職 〇〇部〇〇課 △△班長

氏 名 鈴 木 夏 子

（注） この報告書は、災害の現認者がおらず現認書を作成してもらえない場合に、災害状況の報告をした相手（上司等）から作成してもらうこと。

記載例

見 取 図



- (注) 1 災害発生状況写真又は動作図は、受傷の状況、受傷部位がわかるように写真を貼付するか絵図を記載すること。
- 2 交通事故の場合は、「事故発生状況報告書」も作成すること。

参考例

診断書の様式は任意だが、この参考例をホームページからダウンロードして使用できる。

病院の任意様式の診断書にも、受傷日及び傷病名、並びに原因（又は受傷によって受診した経緯・状況）について必ず記載いただく。

診 断 書

被災職員	住 所	〇〇市××町二丁目５番４号	
	氏 名	秋 田 春 男（生年月日 昭和61年 6 月 3 日）	
受 傷 日		令和 7 年 7 月 8 日	
傷 病 名		アナフィラキシー性ショック	必ず記載いただく。
原 因		蜂に刺された。	
療養の見込み		令和 7 年 7 月 8 日から約 3 日間の療養を要する	
上記のとおり診断します。 令和 7 年 7 月 10 日 〔医療機関〕 住 所 〇〇市〇〇町〇－〇 名 称 □□病院 電 話 018-888-0000 医師名 ○ ○ ○ ○			

記 載 例

様式第 2 号

令和 7 年 7 月 11 日

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

労働者災害補償保険法適用外に関する報告書

公務（通勤）災害の認定請求に関し、労働者災害補償保険法の適用について次のとおり報告します。

被災職員氏名	秋田 春男
被災日	令和 7 年 7 月 8 日

以下の該当する区分に〇印を記入

被災職員勤務箇所

	本庁舎、支所庁舎 → 以下記載不要
〇	その他（ 〇〇市道路維持作業員詰所 ）

勤務箇所の事業が労基法別表第 1 の事業（現業部門）に該当するか

	しない → 以下記載不要
〇	する

労災法の適用について所轄の労働基準監督署に要確認

以下に勤務箇所の組織構成を記載

（当該勤務箇所に業務指示や管理を行う責任者がいる → 労災適用）

組織構成	職 名	職務従事内容	職員数
常 勤 職 員			人
			人
			人
非 常 勤 職 員	道路維持作業員	道路維持作業	5 人
			人
			人
合 計			5 人

※責任者及び被災職員を図示した組織図を添付すること。

5 療養中の注意点

(1) 療養状況の把握

療養中、構成団体担当者は、被災職員や医療機関と連絡を密にし、療養状況の把握に努めること。

(2) 療養の現状等に関する報告書

療養の開始後1年6月を経過した日において治癒していない者は、療養の現状等に関する報告書（様式第21号）を提出すること。

(3) 転医

転医については、医療上又は社会通念上必要であると認められる次のようなものに限り、療養補償の対象となる。

- ① 災害のあった最寄りの医療機関で応急手当を受けた後、勤務先又は自宅からの通院に便利な医療機関に転医する場合
- ② 受診している医療機関に、療養に必要な医療設備等がないため、必要な医療設備のある医療機関に転医する場合

被災職員の恣意的な転医の場合、転医後の医療機関でかかった初診料や転医前の医療機関と重複する費用等は療養補償の対象とならない。

転医したときは、速やかに、転医届（地方公務員災害補償基金様式を準用）を提出すること。

6 補償の請求手続きについて

書類の提出はメールでも可とし、原本は構成団体において保管すること。

療養補償、休業補償以外が生じるときは、組合から請求手続きを連絡する。

(1) 療養補償費の請求について

- ① 原則として月に1回の請求とすること。ただし、月の途中で受診又は治癒した場合にあっては、翌月分又は前月分と一緒に請求してもよいこと。
- ② 医療機関に支払いする文書料（診断書、休業補償費請求書証明料等）は、診療費請求明細書の②「その他」欄に記載のうえ、診療費に含めて請求すること。

提出書類	留意事項
①療養補償費請求書 (様式第4号)	
②診療費請求明細 (2号紙／病院・診療所用)	・診療の内容欄への記載に代えて、同様の内容が明記された医療機関が発行する診療費請求内訳書(レセプト)の添付でもよい。 ・この場合でも診療費請求明細は、医師の証明のうえ、提出すること。
③調剤費請求明細 (3号紙／薬局用)	・診療費と同様、薬局が発行する調剤費請求内訳書の添付でもよい。 ・この場合でも調剤費請求明細は、薬剤師の証明のうえ、提出すること。
④移送費請求明細(5号紙)	
⑤送金口座依頼書(様式第17号)	初回と変更がない場合は次回から不要
⑥口座届出書(様式第18号)	[医療機関への送金] 初回と変更がない場合は次回から不要
⑦通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ氏名が記載されたページ)	[請求者への送金] 初回と変更がない場合は次回から不要

(2) 休業補償費(休業援護金)の請求について

- ①療養のため勤務できなかったと認められる日数を医師から記入してもらい、証明してもらうこと。
- ② 療養補償費と同様、原則として月に1回の請求とすること。

提出書類	留意事項
①休業補償請求書・休業援護金申請書(様式第5号)	
②補償基礎額算定書 (様式第5号の2)	
③送金口座依頼書(様式第17号)	初回と変更がない場合は次回から不要
④通帳の写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、カナ氏名が記載されたページ)	[請求者への送金] 初回と変更がない場合は次回から不要

7 治癒したときの手続きについて

傷病が治癒したときは、治癒報告書を提出すること。

8 第三者加害事案の手続きについて

(1) 認定請求時

第三者がいる場合は、認定請求時、過失の有無に関わらず第三者加害報告書及び念書（兼同意書）を提出すること。

また、被災職員と第三者の間で示談が成立したときには速やかに示談書を提出すること。

(2) 賠償先行の場合

原因者負担の考え方から損害賠償の先行を原則としている。第三者から損害賠償を受ける場合、身体的損害のほか、組合の補償対象外である物質的損害及び精神的損害（慰謝料）についても一括して賠償を受けられる。

示談成立後、賠償内容及び額等を組合に報告すること（具体的な手続きは組合から連絡する）。

犬咬み事案など、保険会社を介さずに被災職員と第三者の間で直接示談を行うときは、「治療費〇円、休業損害〇円、慰謝料〇円」など、損害賠償の内訳を明確にした示談書を書面で作成すること。なお、示談書の作成について、担当者からも第三者に説明をすることが望ましい。

(3) 補償先行の場合

組合の補償が先行した場合は、特別負担金が生じる。

記載例

様式第4号

1号紙

療養補償請求書

		認定番号	認定第7-〇号
		請求回数	第1回（令和7年7月分）
秋田県市町村総合事務組合管理者 様		請求年月日 令和7年8月6日	
次の療養補償を請求します。		〇〇市長 〇〇〇〇	
1 被災 職員 に関 する 事項	所属部局名 〇〇部△△課	職 種 パートタイム会計年度任用職員	
	ふりがな 氏 名 あきた はるお男 秋 田 春 男	住 所 〇〇市××町二丁目5番4号	
	生年月日 昭和61年6月3日生（39歳）	負傷又は発病の年月日 令和7年7月8日	
2 診療費	内訳は、「診療費請求明細」記載のとおり	13,272円	
3 調剤費	内訳は、「調剤費請求明細」記載のとおり	2,430円	
4 看護料	☐ 訪問看護 内訳は、「訪問看護事業者の証明」記載のとおり	円	
	年 月 日から 年 月 日まで 日間（看護師の資格 ☐ 有 ☐ 無）	円	
5 移送費	内訳は、「移送費請求明細」記載のとおり	962円	
6 上記以外の療養費	円		
7 療養補償請求金額	16,664円		

〔注意事項〕

- 1 該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「4 看護料」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 3 「6 上記以外の療養費」の欄には、入院料に食事代を含まない場合の食料料及び「2 診療費」に含まれない文書料、療養に必要な治療材料の名称、数量及び費用を記入し、その領収書及び明細書を添付すること。
- 4 「診療費請求明細」、「調剤費請求明細」又は「訪問看護事業者の証明」に代えて同様事項を記載した医師、歯科医師若しくは柔道整復師、薬剤師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよいこと。

記載例

2号紙

診療費請求明細				(職員氏名) 秋 田 春 男			
傷病名	ア アナフィラキシー性ショック			診療開始日	ア 令和7年7月8日 イ 年 月 日 ウ 年 月 日		診療期間 令和7年7月8日から 令和7年7月10日まで
初診	時間外・休日・深夜			診療実日数	2日		
再診	再 外 来 診 料	診 料	1	×	1	回	1
	再 外 来 診 料	診 料	52	×	1	回	52
	再 外 来 診 料	診 料		×		回	
	再 外 来 診 料	診 料		×		回	
	再 外 来 診 料	診 料		×		回	
	再 外 来 診 料	診 料		×		回	
	再 外 来 診 料	診 料		×		回	
指導				転帰	令和7年7月10日		
在宅	往 夜 深 夜 ・ 緊 急 住 宅 患 者 訪 問 診 察 の 他 の 薬 剤				回		
投薬	内服薬	調剤	×		回		
	外用薬	調剤	×		回		
	外用薬	調剤	×		回		
	外用薬	調剤	×		回		
	外用薬	調剤	×		回		
注射処	皮下筋肉内				回		
	皮下筋肉内				回		
	皮下筋肉内				回		
	皮下筋肉内				回		
	皮下筋肉内				回		
置入	薬 剤				回		
手術・酔	薬 剤		1	回			390
検査	薬 剤		1	回			110
画像診断	薬 剤				回		
その他	処方せん料						68
入院	入院年月日	年 月 日					
	病・診・衣	入院基本料・加算					
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
	特定入院料・その他						
食事	基準	円×	日間				
		円×	日間				
		円×	日間				
診断書料に消費税は含まない。	合計点数 1点単価 621 × 12円			7,452 円			
	診断書料・入院室料差額等 診断書料2,000円 初診料3,820円			5,820 円			
診療費請求合計額			13,272 円				
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。							
令和7年8月5日							
所在地				〇〇市〇〇町〇ー〇			
診療機関の名称				□□病院			
医師の氏名				〇 〇 〇 〇			
自筆署名の場合は押印不要。							

記載例

3号紙

調剤費請求明細				(職員氏名) 秋田 春男				
処方せんを交付した医療機関の		名 称	□□病院					
		所在地	〇〇市〇〇町〇ー〇					
担 当 医 氏 名		1. 〇 〇 〇 〇		3.				
		2.		4.				
調剤期間		令和7年7月8日から 令和7年7月14日まで 7日間 調剤実日数 1日						
医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調 剤 数 量	調 剤 報 酬 点 数		
			医薬品名・規格・用量・剤型・用法	単 位 薬剤料		薬剤調整料 調剤管理料	薬剤料	加算料
	7・8	7・8	エンペラシン配合錠 2錠 内服 朝夕食後 リンデロンVG軟膏 0.12% 5g 2～3回	点	7	点	点	点
	7・8	7・8		14				
	.	.				10	14	
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
処方せん受付回数			1回	摘要	基A地支B連強後B薬DX			
調剤基本料 (点) 122			時間外加算等 (点)		指導料 (点) (医情A) 1 (薬C) 1		合計点数	243点
					62		合計金額	2,430円
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。 令和7年8月5日 { 薬局の 所 在 地 名 称 薬剤師の氏名 〇〇市〇〇町△-△-△ △△調剤薬局 △ △ △ △								

記載例

5 号紙

移送費請求明細		(職員氏名) 秋 田 春 男		
通院日	利用交通機関	往復の経路	料金	距離
8 日	自家用車	災害発生現場～病院	円	9.3 km
	自家用車	病院～自宅	円	5.8 km
10 日	自家用車	自宅～病院	円	5.8 km
	自家用車	病院～自宅	円	5.8 km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日		自家用車の場合は 料金欄は記載しない。	円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
日			円	km
			円	km
合計 2 日	合計日数を記載する。		円	26.7 km
移送費の計算				
①公共交通機関		料金	円	
②タクシー		料金	円	
③自家用車		距離	26km × 37円 = 962円	
		合計(移送費請求額)		962円
※ タクシーの利用を必要とした場合、その理由を詳細に記載してください。				

注意事項

- 1 通勤手当が支給される経路と重複する経路は請求できません。
- 2 公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、料金の欄に記載し領収書を添付してください。領収書がない場合は、料金がわかるものを添付してください。
- 3 自家用車利用の場合は距離の欄に記載してください。距離に 1 km未満の端数がある場合は、月分を合計した後に切り捨てます。

記載例

様式第5号 (表面)

休業補償請求書 休業援護金申請書		認定番号	認定第 7 - 〇 号
		請求回数	第 1 回 (令和 7 年 7 月分)
秋田県市町村総合事務組合管理者 様		請求 (申請) 年月日 令和 7 年 7 月 22 日	
次の休業補償 (休業援護金) を請求 (申請) します。		〇〇市長 〇 〇 〇 〇	
1 被災職員に関する事項	所属部局名 〇〇部△△課	職 種 パートタイム会計年度任用職員	
	ふりがな あきた はるお 氏 名 秋 田 春 男	住 所 〇〇市××町二丁目 5 番 4 号	
	生年月日 昭和 60 年 6 月 3 日生 (38 歳)	負傷又は発病の年月日 令和 7 年 7 月 8 日	
2 請求日数等	令和 7 年 7 月 8 日から 令和 7 年 7 月 10 日まで のうち 2 日 全部休業した日数 1 日 一部休業した日数 1 日 (全部休業した日に支払われた給与等の額 0 円) (一部休業した日に支払われた給与等の額 2,500 円)		
3 所属部局の証明	1 及び 2 については、上記のとおりであることを証明します。 令和 7 年 7 月 22 日 所在地 〇〇市××町一丁目 1 番 1 号 所属部局の 名 〇〇市役所 長の職・氏名 〇〇部長 〇 〇 〇 〇		
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $5,000 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 3,000 \text{ 円}$	(請求日数) $3,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 3,000 \text{ 円 (A)}$
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $5,000 \text{ 円} - 2,500 \text{ 円} = 2,500 \text{ 円 (ア)}$ (ア) 又は (イ) のうちいずれか低い額 $2,500 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 1,500 \text{ 円}$ (円位未満切捨)	(規則第 4 条の 4 に規定する額) 円 (イ) (請求日数) $1,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 1,500 \text{ 円 (B)}$
	請求金額	(A) + (B)	4,500 円
	5 休業援護金	① 休業補償を受ける場合 (補償基礎額) $5,000 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,000 \text{ 円}$ (円位未満切捨) ② 休業補償を受けない場合 (補償基礎額) (全部休業した日に支払われた給与の額) $\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$ (円位未満切捨) 円	(請求日数) $1,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 1,000 \text{ 円 (C)}$ (請求日数) $\text{円} \times \frac{\text{日}}{\text{円}} = \text{円 (D)}$
一部休業した日についての計算	(補償基礎額) (一部休業した日に支払われた給与の額) $5,000 \text{ 円} - 2,500 \text{ 円} = 2,500 \text{ 円 (ウ)}$ (ウ) 又は (イ) のうちいずれか低い額 $2,500 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 500 \text{ 円}$ (円位未満切捨)	(規則第 4 条の 4 に規定する額) 円 (イ) (請求日数) $500 \text{ 円} \times 1 \text{ 日} = 500 \text{ 円 (E)}$	
申請金額		(C) + (D) + (E)	1,500 円
6	他法年金の受給関係	☐ の被保険者であった ☒ 被保険者ではなかった	
7 医師の証明	傷 病 名	アナフィラキシー性ショック	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 令和 7 年 7 月 8 日から 令和 7 年 7 月 10 日まで のうち 2 日	現在の状況 令和 7 年 7 月 10 日 ☒ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☐ 継続中	
	上記のとおりであることを証明します。 令和 7 年 7 月 22 日 医療機関の 所在地 〇〇市〇〇町〇-〇 名 〇〇病院 医師の氏名 〇 〇 〇 〇		

記 載 例

様式第 5 号の 2

補償基礎額算定書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

令和 7 年 7 月 22 日

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

次の職員に係る補償基礎額の算定内訳は次のとおりです。

認定番号	認定第 7 - 〇 号
氏名	秋田 春男
補償の区分	☒ A 年金たる補償以外の補償 ☐ B 年金たる補償及び療養開始後 1 年 6 月経過後の休業補

報酬区分 (該当区分に○印を記入)		条例第 4 条第 1 項の規定による算定 (報酬の定め方に応じて算定し、円位未満の端数は切り上げること。)			
年 額		報酬額	÷	365	= 0 円
月 額	○	報酬額	150,000 ÷	30	= 5,000 円
日 額		報酬額			円
時間額		報酬額	勤務時間 (単位: 時間)	×	= 0 円

算定結果 5,000 円 ①

①との比較 (補償の区分に応じて比較)		
補償の区分	A の場合	B の場合
比較する額	最低保障額 4,200 円 ②	4 月 1 日現在における年齢 歳
		最低限度額 円 ③
		最高限度額 円 ④
補償基礎額	①又は②のうち大きい額を記載 5,000 円	次の額を記載 { ③<①<④の場合は① ①<③の場合は③ ①>④の場合は④ 円

記載例

様式第17号

送金口座依頼書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

〇〇市長 〇 〇 〇 〇

秋 田 春 男 に係る補償及び福祉事業について次の口座へ送金を依頼します。

受給口座 の指定	☐ 市町村等口座経由 ☒ 個別口座 (下の欄も記入してください)		
送金先①	名 称 ☐ ☐ 病院		
☐ ☐ <u>銀行</u> 農協・金庫 ☐ ☐ 支店		口座番号 0 0 0 1 2 3 4	
☐ 普通預金 ☒ 当座預金	名 義 人 ☐ ☐ ビョウイン インチョウ (カタカナ)		
送金先②	名 称 △△調剤薬局		
△△ <u>銀行</u> 農協・金庫 △△ 支店		口座番号 0 9 8 7 6 5 4	
☒ 普通預金 ☐ 当座預金	名 義 人 カ) △△チョウザイヤッキョク (カタカナ) ダイヒョウトリシマリヤク		
送金先③	名 称 秋田 春男		
◇◇ <u>銀行</u> 農協・金庫 ◇◇ 支店		口座番号 3 2 1 5 6 7 8	
☒ 普通預金 ☐ 当座預金	名 義 人 アキタ ハルオ (カタカナ)		
送金先④	名 称	送金先の「名称」は、口座名義ではなく、診療費、調剤費等の請求明細書に記載されている医療機関の名称を記載する。	
	銀行・農協・		
☐ 普通預金 ☐ 当座預金	名 義 人 (カタカナ)		

〔注意事項〕

- 1 該当する区分に○印又は該当する□に✓印を記入すること。
- 2 個別口座を指定した場合は、初回請求の際に、振込口座が確認できる書類を添付すること。
- 3 送金先の指定がない場合は市町村等口座経由で送金します。

記 載 例

口座届出書（病院、薬局等用）

金融機関コード	0 1 2 3	支店コード	0 0 1
金融機関名	□□ 銀行 農協 金庫 □□		
支店名			
☐ 普通預金 ☒ 当座預金		口座番号 No. 0 0 0 1 2 3 4	
名義人	(漢字) □□病院 院長 ○○○○		
	(カタカナ) □□ビョウイン インチョウ ○○○○		

医療機関等名 □□病院

〔注意事項〕

該当する区分に○印又は該当する□にレ印を記入すること。

記載例

治 ゆ 報 告 書

		認定番号	7 - 〇
令和 7 年 8 月 6 日 秋田県市町村総合事務組合管理者 様 報告者（被災職員）所属 〇〇市〇〇部△△課 氏名 秋 田 春 男 次のとおり治ゆ （中止） しましたので報告します。			
災害発生年月日	令和 7 年 7 月 8 日	治ゆ （中止） 年月日	令和 7 年 7 月 10 日
傷 病 名	アナフィラキシー性ショック		
障 害 の 有 無	有 ・ ☒ 無		
療 養 を 受 け た	完全治ゆ以外は 医療機関に確認 したうえで記載 する。		
医 療 機 関			
	（住所） 秋田県〇〇市〇〇町〇－〇 （名称） □□病院		
備 考			
上記のとおり相違ないことを証明します。 令和 7 年 7 月 22 日 構成団体長 〇〇市長 〇 〇 〇 〇			

（注意）

- 1 治ゆとは、完全治ゆのみではなく、症状が固定の状態になったものも含みます。
- 2 中止とは、治ゆの診断を受けることなく、療養を中止した場合をいいます。
- 3 中止した場合は、備考欄にその理由を記入してください。
- 4 障害とは、地方公務員災害補償法施行規則別表第 3 に定めるものをいいます。

記 載 例

第三者加害報告書 (公務災害・通勤災害) (交通事故・交通事故以外) 令和○年○月○日						
秋田県市町村総合事務組合 管理者 様 〇〇市長 ○ ○ ○ ○ 提 出 者 氏 名 秋 田 太 郎						
1 被災職員について記載してください。						
所属 〇〇部〇〇課	氏名 秋 田 太 郎	生年月日 昭和50年1月1日生				
2 災害発生状況について記載してください。						
日 時 令和 7 年 4 月10 日 場 所 〇〇市〇〇町〇〇交差点 午前・午後 7 時 50 分ごろ 災害発生状況（被災職員・加害者の行動、災害発生の原因と周囲の状況をできるだけ詳しく記入してください。 なお、現場見取図を添付してください。）						
(概要) 通勤途中、〇〇交差点で赤信号のため停車していたところ、加害車両に後方から追突された。						
災害を目撃した人がいる場合には記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">目撃者の氏名</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">目撃時の状況</td> </tr> </table>			目撃者の氏名	住所	目撃時の状況	
目撃者の氏名	住所					
目撃時の状況						
3 第三者（加害者）（加害者不明の場合にはその旨を記入してください。交通事故の場合は運転者。）について記載してください。						
氏名 春 田 三 郎 (62 歳)						
住所 〇〇市△△町〇ー〇		電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇				
職業（勤務先） 〇〇興業株式会社		電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇				
4 第三者（加害者が業務中であった場合は所属する事業所、未成年者の場合は親権者、精神病患者の場合は監督義務者を記載してください。）又は運行供用者について記載してください。						
名称又は氏名		電話				
住所						
事業の内容又は職業						
代表者（役職）		（氏名）				

5 災害調査を行った警察署又は交番の名称を記載してください。	
〇〇 警察署	交通 係（交番）
6 交通事故の場合、加害車両の自動車損害賠償責任保険（共済）について記載してください。	
加害車両（車種）	〇〇〇〇〇 （登録番号） 秋田〇〇〇 い 〇〇〇〇
自賠責保険証明書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険契約者（氏名）	春 田 三 郎 （住所） 〇〇市△△町〇－〇
第三者（加害者）と保険契約者との関係……事業主・親族（ ）・友人・知人・その他（ 本人 ）	
保険契約期間……自 令和〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇年 〇〇月 〇〇日	
保険会社名	〇〇〇〇損害保険株式会社 電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者名	〇〇 〇〇
保険会社住所 〇〇市××町〇－〇	
7 交通事故の場合、加害者の任意保険について記載してください。	
自動車保険証券番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	対人賠償限度額 ☒ 無制限・制限有（ ）万円
保険契約者（氏名） 春 田 三 郎	
第三者（加害者）と保険契約者との関係……事業主・親族（ ）・友人・知人・その他（ 本人 ）	
保険契約期間……自 令和〇年 〇〇月 〇〇日 至 令和〇年 〇〇月 〇〇日	
保険会社名	〇〇〇〇損害保険株式会社 電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者名	〇〇 〇〇
保険会社住所 〇〇市××町〇－〇	
8 保険金の請求等について記載してください。	
保険金（損害賠償額）請求の有無…… ☒ 有・無	
有の場合の請求方法……イ 自賠責保険（共済） 単独 ☒ 自賠責保険（共済）と任意保険との一括払	
保険金（損害賠償額）の支払を受けている場合は、受けた者の氏名、金額及びその年月日 氏名 金額 円 受領年月日 年 月 日	
保険契約者（氏名） 春 田 三 郎	
保険会社名	〇〇〇〇損害保険株式会社 電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
担当者名	〇〇 〇〇
保険会社住所 〇〇市××町〇－〇	
9 あなた（被災職員）の人身傷害補償保険について記載してください。	
人身傷害補償保険に…… ☒ 加入している・加入していない	
自動車保険証券番号 〇〇〇〇〇〇〇〇	
人身傷害補償保険金の請求の有無 ☒ 無・有	
人身傷害補償保険金の支払いを受けている場合は、受けた金額及びその年月日 円 年 月 日	

10 身体損傷について記載してください。							
区 分	被 災 職 員			第 三 者 (加 害 者)			
部 位 ・ 傷 病 名	〇〇骨折 頸椎捻挫						
程 度	全治〇日程度						
診 療 機 関 名	〇〇市立病院						
診療機関住所	〇〇市〇〇町〇-〇						
11 損害賠償の受領額について記載してください。							
現在までに事故に関して組合以外の者から金品を……受領した・受領の予定・ 受領していない							
上の質問で、受領したあるいは受領の予定と答えた場合には、いつ、だれから、何を、いくらもらったかを記入してください。（基金の補償額の算定に重要です。また、故意に虚偽の申告をした場合には、補償費の返還を命ずることがありますので注意してください。）							
受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目	受領年月日	金額又は品名	支払者	名 目
12 第三者との話し合いの状況について記載してください。							
現在相手方（加害者）と……示談する段階ではない・ 示談中 ・示談をする予定・示談が成立した・示談はしない その他（ ）							
上記の状況等を記載してください。							
相手方保険会社は当方に過失がないことを認めており、治療費は全額保険会社から支払われている。							
現在治療中であり、治ゆ後に正式な示談を結ぶ予定。							
13 過失割合について、あなたはどのように考えるか記載してください。							
被災職員（ 0 ）% 第三者（加害者）（ 100 ）%							
その理由							
赤信号で停止中に追突されたもので、当方に過失はないと考えている。							
14 治療に係る秋田県市町村総合事務組合への補償請求の有無について記載してください。							
治療費を組合へ請求しますか。（イ～ハを選択してください。）							
…… ☒ 秋田県市町村総合事務組合へ請求しない（全額第三者へ請求する。） ☐ 一応秋田県市町村総合事務組合へ請求しない（第三者が支払った残りを請求する。） ☐ 秋田県市町村総合事務組合へ請求する							
上記請求方法を選択した理由を具体的に記載してください。							
相手方が100%過失をみとめ、相手方保険会社から治療費が全額支払われるため。							

- 1 （公務災害・通勤災害）のいずれか及び（交通事故・交通事故以外）のいずれか該当するものに○をしてください。
- 2 第三者（加害者）と示談（和解）を行う場合は、その内容等について、あらかじめ秋田県市町村総合事務組合に必ず相談してください。示談内容によっては補償の額に重大な影響がありますので御注意願います。

第10 負担金について

1 普通負担金

(1) 算定方法（負担金条例第10条の2）

普通負担金は、**毎年度4月1日現在の非常勤職員等の人数**（定数の規定がある職種については定数。定数の規定がない職種については実人数。）に、**500円を乗じて得た額**を納付する。

(2) 報告

4月1日現在における、非常勤職員等公務災害補償条例の適用となる職員について、非常勤職員等報告書（様式第42号）により報告すること。

非常勤職員等報告書は、非常勤職員等職員数報告要領に基づき作成し、メールで提出すること。

4月1日以降において、非常勤職員等の職種及び定数について異動があった場合の報告は不要。

(3) 納付期限（負担金条例第13条第4項）

毎年度5月25日。

2 特別負担金

(1) 算定方法（負担金条例第10条の3）

特別負担金は、**前年度に受けた補償及び福祉事業の額の総額に100分の50を乗じて得た額**を納付する。

(2) 納付期限（負担金条例第13条第4項）

例年7～8月頃に負担金額を通知し、概ね2週間後を納付期限としている。

様式第42号

令和〇年〇月〇日

非常勤職員等報告書

秋田県市町村総合事務組合管理者 様

○○長 ○○ ○○

令和7年度議会の議員その他非常勤の職員数について次のとおり報告します。

4月1日現在非常勤職員等職員数

職種	職員数
議会議員	30
行政委員会の委員	9
附属機関の委員	7
特別職非常勤職員	12
フルタイム会計年度任用職員	2
パートタイム会計年度任用職員	4
臨時的任用職員	0
合計	64

別紙明細に記載した職員を職種ごとに集計する。

(別紙明細のとおり)

別紙明細

[illegible]

参 考

非常勤職員等職員数報告要領

4月1日現在における、非常勤職員等公務災害補償条例の適用となる職員について、本要領により報告すること。

1 報告根拠

秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
施行規則

（職員に係る報告）

第24条 構成団体の長は、毎年度4月1日現在における職員の職種及び定数等について、非常勤職員等報告書（様式第42号）により、管理者に報告しなければならない。

2 報告方法

非常勤職員等報告書及び別紙明細のExcelファイルをメールで提出すること。

3 補償条例の適用職員

秋田県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例
（職員）

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他非常勤の職員で、次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- （1） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- （2） 秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例（平成14年条例第32号）の適用を受ける者
- （3） 秋田県市町村立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年条例第36号）の適用を受ける者

補償条例の適用となるのは、非常勤職員のうち、次のいずれにも該当しないもの。

- （1） 労働者災害補償保険法の適用を受ける者
- （2） 非常勤消防団員、水防団員等
- （3） 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- （4） 地方公務員災害補償法の適用を受ける者

(1) 労働者災害補償保険法の適用を受ける者

国の直営事業及び官公署の事業のうち、労働基準法別表第1に掲げる事業については、労働者災害補償保険法が適用される。このため、これらの事業に従事する職員は、原則として補償条例の対象とならない。

ただし、同法の適用については勤務箇所、指揮命令系統（業務指示や管理を行う責任者がいるか）や勤務形態等から総合的に判断されるため、所轄の労働基準監督署に確認すること。

また、4月2日以降において新たな職種に任用された者についても、必ず確認すること。

労働基準法（昭和22年法律第49号）

別表第1（第33条、第40条、第41条、第56条、第61条関係）

- 1 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 2 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 3 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 4 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 5 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 6 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 7 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 8 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 9 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 10 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業
- 11 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 12 教育、研究又は調査の事業
- 13 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 14 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 15 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) 非常勤消防団員、水防団員等

(3) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師

それぞれ別条例が適用される。

(4) 地方公務員災害補償法の適用を受ける者

非常勤職員が次の要件をすべて満たす場合は、地方公務員災害補償法の適用を受けることとなる。

①任用が事実上継続している

②常勤職員と同じかそれ以上の時間勤務した日（※1）が、1か月あたり18日以上（※2）

※1 会計年度任用職員がフレックスタイム制による勤務をする場合、1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。

※2 1か月の勤務を要する日が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上。

③②が12か月継続し、以後も引き続き同様の時間勤務する

「任用が事実上継続している」か否かの判断は、勤務の実態に照らして個別具体的に判断する必要がある、任用が1日又は数日の間を空けて再度行われる場合においても、任用の終了時にあらかじめ、任命権者と職員との間で次の任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の任用関係が中断することなく存続していると勤務の実態に照らして判断される場合には、この期間を引き続く期間として取り扱うこととされているが、その判断にあたっては地方公務員災害補償基金に確認すること。

4 定数等

条例施行規則第24条における定数等の取扱いは次のとおり。

- ・規約、条例、規則、要綱、規程により定められた定数
- ・「～人以内」や「若干名」のように定数が明確ではない場合や定数がない場合は、実際の任用職員数

※ 同一の職員が複数の職に就いている場合は、それぞれの職に含めること。

例 A職員が農地利用最適化推進委員及び作業員としてそれぞれ任用されている。農地利用最適化推進委員は定数が5人と定められ、作業員は定数がなく当該職員を含め3人が任用されている。

報告内容	農地利用最適化推進委員	1：定数	5人
	作業員	2：実任用数	3人

5 別紙明細のレイアウト（列は追加、削除しないこと）

構成団体 コード	構成団体コード（地方公共団体コードの県コード（05）及び最終チェックコードを除いた3桁）を入力
所属	区分可能な所属部署まで入力
職種	プルダウンメニューから職種を選択 ・ 議会議員 ・ 行政委員会の委員…地方自治法第180条の5 （教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会） ・ 附属機関の委員…地方自治法第202条の3 （農地利用最適化推進委員、社会教育委員、スポーツ推進委員等） ・ 特別職非常勤職員…地方公務員法第3条第3項各号に掲げるもののうち、非常勤のもの（上記3職種、非常勤消防団員及び水防団員、学校医等を除く） （鳥獣被害対策実施隊員、投票管理者、選挙立会人等） ・ フルタイム会計年度任用職員 ・ パートタイム会計年度任用職員 ・ 臨時的任用職員
職名・ 従事事務	職名又は従事事務を入力 （教育委員会委員、社会教育委員、統計調査員、事務補助員等）
定数等の区別	定数での報告は1を、実際の任用職員数での報告は2を入力
本年4月1日 現在職員数	本年4月1日現在の定数又は職員数
前年4月1日 現在職員数	前年の職員数（前年度報告済みの人数と一致すること）
増減	前年と本年の差